

令和6年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年9月9日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和6年9月9日(月) 午前9時00分
散 会 日 時	令和6年9月9日(月) 午前11時23分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 77号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する 条例	原案可決
第 78号	令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4 号）第1条歳入歳出予算の補正のうち所管す る歳入歳出	原案可決
第 79号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）	原案可決
第 82号	令和5年度鴻巣市一般会計決算認定につい てのうち所管する歳入歳出	認 定
第 83号	令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計決算認定について	認 定
第 88号	令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監

沼 上 勝

参事兼危機管理課長

金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長

関 根 則 男

市民生活部副部長

武 田 昌 行

参事兼国保年金課長

高 橋 亮 介

自治振興課長

小野田 直 人

市民課長

加 藤 勝 美

国保年金課副参事

金 子 康 信

(環境経済部)

環境経済部長

高 坂 清

環境経済部副部長

長 澤 和 弘

環境経済部副部長

渡 辺 信 昭

参事兼農政課長

藤 村 弥

参事兼道の駅整備プロジェクト課長

福 智 秀 一

環境課長

田 村 邦 博

商工観光課長

川 口 修

農業委員会事務局長

板 倉 秀 行

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

小 林 弘 樹

商工観光課副参事

金 子 栄 次

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー

吉 田 勝 彦

川里支所副支所長

中 越 好 康

川里支所地域グループリーダー

生 川 由 美

書 記 藤 平 美由紀
書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。藤村孝志委員と古山大輔委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第77号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第79号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第83号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第88号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第77号の条例の一部改正について、次に議案第78号の一般会計補正予算、次に議案第82号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第79号、議案第83号、議案第88号について議案ごとに審査を行います。審査は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第82号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第77号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部参事兼国保年金課長)おはようございます。議案第77号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、鴻巣市国民健康保険条例における関係箇所の改正を行うものです。令和6年12月2日から被保険者証が廃止されること等の国民健康保険法の一部改正を受け、鴻巣市国民健康保険条例において「被保険者証」という文言に係る条文について精査したところ、過料について定めた第13条において被保険者証に関する事項がございましたので、当該部分を削るものです。

具体的には、鴻巣市国民健康保険条例第13条において被保険者証の返還に関する文言がございます。国民健康保険法では、保険税を滞納している世帯主に対し、一定の条件に該当する場合に被保険者証の返還を求められることができるとされています。その条文を受け、鴻巣市国民健康保険条例第13条において、被保険者証の返還に応じない場合の過料について定めているものですが、被保険者証自体が廃止されますので、当該部分を削るものです。

また、今回の法改正により国民健康保険法第9条第9項が第9条第5項となることから、文言の整理と併せて改正するものです。

以上が議案第77号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明となります。よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち
本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、議案第78号、一般会計補正予算について質問させて
いただきます。

ページは20ページと22ページで、農政課のみとなります。先ほどの説明
の中で大体ご説明いただいたのですが、もう一度確認の意味とい
うこともありますので、質問させていただきます。

初めに20ページで、産地生産基盤パワーアップ事業補助金について伺
います。この事業補助金は、農業の収益性向上や生産基盤の強化、新市場
の獲得を目指す産地を支援するための制度であり、農業者が収益力を強
化するために必要な機械や施設の導入や、新しい栽培方法や技術の導入
支援等々の取組に対しての補助金と認識しておりますが、今回の補正に
ついてはどのような支援であるのか、また具体的な支援方法と、その補

助金の327万2,000円の根拠について、まず伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この事業の中身につきましては、委員ご認識のとおりとなっております。今回は麦、大豆の国産化推進に向けた事業メニューとなっております。大豆の生産拡大に取り組み、生産性向上や効率化に必要な機械の導入に対する支援を行うこととなっております。その根拠といたしましては、5台の機械の購入費ということで、トラクター、ロータリー、施肥播種機、汎用荷受けホッパー、大豆選別機、これらの合計719万9,500円から消費税を除いた2分の1が補助金となります。

以上です。

(藤村) 続きまして、ページが22ページ、同じく農政課、多面的機能支払交付金事業について伺います。

この事業は、農業や農村が持つ多面的な機能を維持、発揮するための地域の共同活動を支援する制度で、農地や水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を推進することを目的に、地域の農業者や住民が協力して行う活動を支援し、地域資源の質的向上を図ることを目指していると考えますが、具体的には農地の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的な保全活動や、水路や農道の軽微な補修などがありますが、今回の返還金158万円はどのような理由によって返還なのか、また返還することによって農業者への影響があるのか伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業の事業計画といたしましては、5年間という形となっております。この5年間の活動が終了した団体の事業費が確定したことによる残金の返還となっております。事業計画に基づき事業が実施されたこと、それからこちらの返還する団体が引き続き来年度以降もこの事業を実施することとなっておりますので、これらに関連する農業者への影響というものは無いものと考えております。

以上です。

(大塚) それでは、県央消防広域の部分で1点伺います。

今回補正予算が出ております。昨年、一昨年と比較をすると、若干金額

が上がっているようであります。これは先ほど説明の中で鴻巣市の負担分だということではありますが、当初予算は当然通常の負担金が計上してありますので、今回この金額の補正の主な内容が分かればお伺いをいたします。

（参事兼危機管理課長）こちら昨年比べて金額が上がっている主な理由ですが、埼玉県央広域が鴻巣天神分署庁舎建設に当たりまして国から借入れを行った際の返還金が多くなっているものと思われまます。

以上でございます。

（大塚）毎年この9月定例会のタイミングで補正が上がっておりますが、これは今後についても継続して計上されるという見込みになるのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

（参事兼危機管理課長）埼玉県央広域事務組合が国より地方交付税を受けるような状況がありましたら、鴻巣市が代表して受けるような形になるかと思えます。

以上でございます。

（大塚）すみません、順序逆なのですが、農政課のほうの多面的機能支払交付金について伺います。

今回、返還金イコール残金が160万程度ということではありますが、複数ある団体だと思えますので、当初予算に対して見込額、それから今回の返還金残金に当たる部分、パーセントでいうと、例えば団体によってはもう見込みどおり使い切ったというような状況もあるでしょうし、大きく実際の予定とは異なって残金が発生したとか、そこら辺、分かる範囲で結構なので、状況が分かればお伺いをいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

残金の割合どのくらいなのかという形なのですが、今回返還する団体に関しましては2団体ございました。その中で、1団体につきましては約3万円、そしてもう1団体につきましては約150万円という金額となっております。150万円という多額の金額が残った場所につきましては、笠原のほうの広域的に活動している団体ということで、補助金につきましても多額にもらっている部分があります。その中で今回工事を施工するに

当たりまして、執行残、それに関しましてこのくらい残ってしまったという形となっております。

以上です。

（大塚）関連してになりますが、一般的には前年度の残金、使わなかった分というのが次年度の予算のいわゆる協議といいますか、検討するに当たって影響する場合もあるかと思うのですが、今回この件は、そこら辺はどのように捉えていますか。次年度の予算についてはどうでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

こちらの返還金につきましては、多面的機能支払交付金全体のものからという形ではなく、工事に係る補助金の交付金に係る部分のみの返還となっております。その他の交付金に関しましては、5年を経過したものにつきましても次回の計画に繰越しができるものとなっておりますので、基本的には事業には問題ないというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(環境経済部参事兼農政課長) 発言の訂正を1件お願いいたします。決算書59ページ、「交通事故損害弁償金」のところを「損害賠償金」と発言してしまいました。おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き説明を求めます。

(説明省略)

(商工観光課長) 発言の訂正をお願いいたします。

259ページですが、「中小企業融資事業」と申し上げましたが、本来は「中小企業者支援事業」となります。おわびして訂正をお願いいたします。以上でございます。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午前 11時23分)